

公共施設等の長寿命化に関する指定都市市長会要請（案）

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期の人口増加に伴い集中的に整備され、今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなり、急速に老朽化が進んでいく見込みである。2040 年代には、国や地方自治体等の道路・橋梁、河川、下水道、公園等の維持管理・更新費が現在の約 1.4 倍となりピークを迎えるとの推計もある。一方、更新需要が高まる中、人口減少・少子高齢化の急速な進行は、利用者や維持管理等を行う専門人材の減少を招くことが予想される。

地方自治体においては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定、予防保全型の維持管理、施設の統廃合等に取り組んでいるところである。取組にあたっては、地域住民の理解を得ながら丁寧に進める必要もあり、また、各公共施設等のライフサイクルも勘案した中長期的な取組となることから、継続的かつ安定的な財源の確保や効率化・省人化が可能な維持管理等の手法開発が必要不可欠である。

特に、指定都市は、日本の総人口の 20%を超える約 2,700 万人が居住しており、各圏域を牽引する中枢都市として生活環境の整備、都市機能の充実など、大都市特有の財政需要がある。また、地価や物価が相対的に高く、維持管理・更新費についても高コストとなるため、公共施設等の老朽化への対応は、まさに喫緊の課題である。

このような状況の中、本年 9 月の台風第 15 号、そして 10 月の台風第 19 号が、東日本を中心に日本各地に甚大な被害をもたらすなど、近年、全国的に大規模災害が発生しており、地方自治体は、公共施設等の強靱化も含めて老朽化に対応しなければならない。

ついては、この課題に対して、指定都市をはじめとした地方自治体が中長期的な視点をもって戦略的に取り組み、今後のニーズに即して必要となる都市機能・生活機能が確保された持続可能な地域社会を実現できるよう、次のとおり要請する。

1 公共施設等総合管理計画に基づく取組の財源確保

地方自治体においては、今後、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の取組が本格化することから、必要な財源を安定的に確保すること。

また、国民の生命と暮らしを守るためには、公共施設等の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕・更新等に必要な財源を安定的に確保すること。

2 公共施設等適正管理推進事業債の対象範囲の拡大・時限措置の撤廃

公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署など、公用施設も対象とするとともに、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があることから、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること。

3 公共施設等のメンテナンスに係る支援

ライフサイクルコストの縮減に向け、有用な新技術における積算基準類の整備や導入のためのマッチング支援など、地方自治体が産学官民の優れた技術や知見を広く活用できるよう、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供をすること。

令和元年 1 1 月 日
指 定 都 市 市 長 会